

(電子メール施行／ファクシミリ施行)

障 号 外

令和5年2月9日

障害福祉サービス事業所等運営法人 代表者 殿

宮城県保健福祉部障害福祉課長

( 公 印 省 略 )

本県における新型コロナウイルス感染症対策について (依頼)

このことについて、第51回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議及び第48回宮城県危機管理対策本部会議において下記のとおり県民への要請内容等の一部変更を決定しましたので、御承知願います。

#### 記

1 「みやぎ医療ひっ迫危機宣言」の終了について

感染者数・病床使用率ともに減少傾向が続いているほか、保健医療の負荷の状況も改善傾向にあることから、2月13日までを期限としている「みやぎ医療ひっ迫危機宣言」を終了します。

2 2月14日以降の要請等について

保健医療の負荷軽減と感染抑制のための取組は継続する必要があることから、県民の皆様への要請内容等は、宣言終了後も一部緩和のうえ継続します。

なお、県ホームページにも掲載しています。

<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/> (県のホームページ)

保健福祉部障害福祉課運営指導班

TEL : 022-211-2558

E-mail:syoufukuun@pref.miyagi.lg.jp